京都市告示第１４７号

空家等対策の推進に関する特別措置法第２３条第１項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する空家等管理活用支援法人を指定しましたので、同条第２項の規定により告示します。

令和６年４月３０日

京都市長　　松　井　孝　治

空家等管理活用支援法人指定

法人の名称又は称号	住所	事務所又は営業所の所在地	指定年月日	指定期間
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会	京都市上京区中立売通室町西入三丁町４５３番地３	同左	令和６年４月３０日	令和６年４月３０日から令和１１年３月３１日まで
一般社団法人京都府不動産コンサルティング協会	京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町６３７番地	同左	令和６年４月３０日	令和６年４月３０日から令和１１年３月３１日まで
特定非営利活動法人京町家再生研究会	京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町３８４番地	同左	令和６年４月３０日	令和６年４月３０日から令和１１年３月３１日まで
公益社団法人全日本不動産協会	東京都千代田区紀尾井町３番３０号全日会館	（京都府本部）京都市中京区柳馬場通三条下ル槌屋町９８番地２全日京都会館	令和６年４月３０日	令和６年４月３０日から令和１１年３月３１日まで
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	東京都千代田区丸の内一丁目７番１２号	（京都府支部）京都市下京区四条通新町東入月鉾町６２番地	令和６年４月３０日	令和６年４月３０日から令和１１年３月３１日まで

（都市計画局住宅室住宅政策課）